

令和5年度第5回 流山市環境審議会 議事要旨

日 時： 令和6年2月5日（月）13時15分～15時15分

場 所： 流山市役所第1庁舎3階 庁議室

出席委員：

朽津和幸委員、金森有子委員、川村香純委員、佐藤秀樹委員、  
新保國弘委員、井上菊夫委員、和田登志子委員、三堀裕雄委員、  
石田裕佳委員

事務局：

伊原環境部長、高松環境政策課長、阿部環境政策課長補佐、枝松環境  
政策課長補佐兼環境保全係長、花澤環境政策係長、樋口副主査、座間  
主任主事、小松主事、横井管理計画係長、千葉収集・リサイクル係長

傍聴者：1名

諮 問：

（ア）流山市公害防止条例施行規則の一部改正について

議 題：

（ア）流山市公害防止条例施行規則の一部改正について

（イ）環境基本計画について

（ウ）生物多様性ながれやま戦略について

資 料：

公資料1：流山市公害防止条例施行規則の改正について

基資料1：第3次流山市環境基本計画（案）

基資料2：第3次流山市環境基本計画（案）（流山市が目指す望まし  
い環境像）

生資料1：「担保・制約性」の評価について

生資料2-1～13：各重点地区・拠点の「担保・制約性」の評価

発言者	要旨
事務局	ただ今より、令和5年度第5回流山市環境審議会を開 会する。 開会に先立って、市長より御挨拶申し上げます。
井崎市長	本日は、流山市公害防止条例施行規則の一部改正につ いて、諮問させていただく。「流山市公害防止条例」は、

	<p>大気や騒音、振動等の市内の生活環境を保全することを目的に制定されたものである。</p> <p>また、本日は、併せて「流山市環境基本計画」と「生物多様性ながれやま戦略」についても御審議いただくこととなり、短い時間の中での御審議となるが、皆様には、様々な観点から忌憚のない御意見をいただきたい。</p>
事務局	<p>続いて、井崎市長より貴審議会への諮問を行う。</p>
井崎市長	<p>【諮問書読み上げ】</p>
事務局	<p>ここで、市長及び環境部長は、公務の都合により退席させていただきます。</p> <p>本日は、会議傍聴の申し入れがある。「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」により、非公開事項を扱う会議以外は全て公開となる。傍聴希望者は1名である。</p> <p>それでは、環境審議会会長新保國弘様に御挨拶をいただきます。</p>
新保会長	<p>挨拶に替わって、流山市で新しい野鳥を発見した話を紹介する。</p> <p>12月24日の、総合運動公園周辺のモニタリング調査にて、これまで流山市で確認していなかった野鳥を発見した。それは、ニシオジロビタキというヒタキの一種である。一般的な鳥類の図鑑に記載がない種類で、インターネットで調べると確認出来る。これを4羽確認した。</p> <p>1月28日に同じ場所で調査したら、同じような位置で確認出来た。有識者に聞いた話だと、10月から確認されていたようだ。</p> <p>流山市は開発が進んでいるが、良い自然環境の下地が残っているため、珍しい鳥や今まで流山市で確認出来なかった鳥を発見出来る可能性があるため、開発や整備が完了後に工夫をすれば、より良い自然環境が構成出来るのではないかと考えている。</p>
事務局	<p>本日は、15時15分の終了を予定している。</p>

	<p>それでは議事に入る。ここからの議事進行については、新保会長に御願い申し上げます。</p>
新保会長	<p>本日の出席委員は9名で、うち3名はオンラインでの参加である。流山市附属機関に関する条例により、定足数に達しているので、会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>議題（ア）は、「流山市公害防止条例施行規則の一部改正について」である。事務局から説明をいただく。</p>
事務局	<p>【<b>公</b>資料1説明】</p> <p>流山市公害防止条例については、大気汚染や騒音・振動など、人の健康や生活環境への被害を防止するため、昭和47年に制定されている。近年では、右のグラフのとおり公害相談が寄せられている。</p> <p>本条例では様々な規制をかけており、例えば対象の施設から〇〇メートル以内で建設作業を行う場合や、騒音・振動を伴う業務用空調を設置する場合に届出が必要となる、といったものがある。また、数値的な規制も設けており、騒音・振動の規制値はこれら（資料参照）のようになっている。</p> <p>それでは、今回の改正内容についてご説明する。大きく3つが挙げられるが、メインでご審議いただきたいものは、その中の1つ、対象施設への「幼保連携型認定こども園」の追加となる。その他2つは、受理書の交付の廃止と引用法令の条項ずれ修正となる。</p> <p>まず、対象施設への「幼保連携型認定こども園」の追加について説明する。先ほど説明した、対象施設から〇〇メートル以内で建設作業を行う場合など届出が必要なケースについて、その対象施設は現状「学校」「保育所」「病院および入院施設を有する診療所」「図書館」「老人福祉施設」となっている。この範囲は、環境大臣が定める範囲として規定されているものとなり、市が規制をかけられる範囲もこの範囲内となる。この範囲に「幼保連携型</p>

	<p>認定こども園」が追加されたことから、市条例もこれに合わせるため、また、市内でも「幼保連携型認定こども園」が来年度3つ増える予定となり、市内に同施設が増加する予定のため、改正を行うこととした。これにより、「保育園」の表記を「保育園等」とすることで、この「等」の中に「幼保連携型認定こども園」が含まれることとなる。</p> <p>次に、受理書の交付の削除については、先ほどの規制に伴い事業者から届出を受理した際に交付していた受理書の交付を廃止するというものである。上位の法令である騒音規制法・振動規制法にて当該条文が削除されたことから、市条例も合わせて削除するもので、手続きの簡素化のためと考える。こちらについては、受付印を押した副本を返却しているため、受理書を渡さなくとも共通認識を持つことができ、受理書はなくても問題ないと考ええる。</p> <p>最後は、引用法令の条項ずれの修正となるが、条例内に関係法令を引用している箇所が数か所あり、関係法令側の改正等により、ずれが生じてしまっているため、現行に合わせて修正するものとなる。</p> <p>以上が今回の規則改正の修正点となる。</p>
三堀委員	<p>公害相談件数で令和4年度は騒音、振動の相談件数が36件と前の年より増えているが、増加傾向なのか。また、過去に重大な案件はあったか。</p>
事務局	<p>市内の開発が進んでいる中で、隣地の工事の騒音に関する苦情など、騒音、振動の苦情が多くなってきている傾向ではあるが、今後ずっと増え続けるということではない。開発も駅前はある程度落ち着いてきており、現在は郊外のほうに広がってきているところであるが、やはり騒音、振動の苦情が、他の内容よりも件数が多くなってきているところではある。</p> <p>過去の重大案件について、こちらが把握している限り</p>

	では特にない。
和田委員	受理書の廃止について、市民が受理した案件を知る手立てはあるのか。
事務局	基本的に公開しているものではないが、環境政策課にご確認いただければ、内容は確認できる。
金森委員	幼保連携型認定こども園の追加の関係で、現在対象の「学校」の中に幼稚園は含まれるのか。また、今回「保育園等」として追加することとなるが、今後も新しい形のものが追加となったときに、今回の「等」の中に含まれる形となるのか、それとも今回のように追加の度に審議会にかけられる案件となるのか。
事務局	「学校」の中に幼稚園は含まれる。また、今回のような新たな施設等が追加となる際には、基本的に毎回審議会にかけられる案件となる。ただし、追加する案件については、あくまで市内にその施設が出来る場合に追加することとなり、市内に対象の施設が無い場合には、追加することはない。
事務局	それでは、特に問題ないようなので、本審議の内容を踏まえて、本日の審議会の最後までに答申案を事務局で作成する。議事の最後に、答申案の内容を御確認いただきたい。
新保会長	それでは、議題（ア）「流山市公害防止条例施行規則の一部改正について」の審議は以上とする。 次に、議題（イ）「環境基本計画について」である。事務局から説明をいただく。
事務局	環境基本計画の改定に向けて本日御審議いただきたい内容を事務局より説明する。基資料1をご覧ください。 【流山市が目指す望ましい環境像】と基本計画の大枠となる基本目標5つと、それらに紐づく施策の方向について、資料のとおり案を作成した。 説明に先立って1点修正がある。基本目標1の③につ

いて一部誤記があり、「農地等の」を「農地や」に修正する。

まず、第3次流山市環境基本計画において、流山市が目指す望ましい環境像を、「自然と都市が調和し、心安らぐ 住み続けたいまち 流山」とした。

市内で開発が進んでいる中で、市の特徴である、都市文化と豊かな自然が共存する良質な住環境が整ったまち、という部分を磨き上げていき、持続可能なまちとしていく必要があると考える。また、自然と都市がバランスよく調和し、市民が心安らぎ、住み続けたいと思えるまちを目指し、こちらの環境像とした。

次に、目標等を説明する前に、流山市の地域環境と環境政策の課題として、「自然環境」「都市環境」「環境負荷」の面からそれぞれ説明する。

まずは、自然環境について、流山市は首都圏としては、利根運河や市野谷の森など比較的多く自然が残っており、緑と水の豊かさや、生物多様性が地域の特徴である。

課題としては、今後も引き続き、運動公園周辺地区など、市内での開発行為が進むことを視野にいれつつ、できる限り環境の保全・再生・活用等を考慮した、バランスのとれたまちづくりの必要性が挙げられる。この推進に向けて、基本目標1を定めた。

2点目は都市環境について、現状として本市の人口は21万人を超え、新川耕地における流山インターチェンジ付近の物流施設や、令和5年11月に三郷流山橋有料道路が開通されたことで、街づくりの視点からも大きな変化を見せている。

課題としては、大きく街の様相が変化しているが、市の目指すまちとして掲げている「都心から一番近い森のまち」形成のため、既存緑地の保全・活用と同時に、都市緑化が必要であると考えられる。これらの推進に向けて、先ほどと同様、基本目標1として定めた。また、街の開

発が進んでいることから、再生可能エネルギーの利用、省エネ性能の高い設備機器や建物の普及、公共交通機関の充実など、脱炭素型の都市・交通の形成が必要であると考えます。この推進に向けて、基本目標2を定めた。

3点目は環境負荷について説明する。現状としては、1人1日あたりのごみ排出量は全体的に減少傾向であり、温室効果ガス排出量が、民生家庭・民生業務部門で増加傾向である。環境基準においては、光化学オキシダント、一部河川の水質汚濁、一部主要道路の騒音において未達成であるという懸念もある。

課題としては、まず、温室効果ガスが増加傾向のため、住宅やオフィス、店舗等の民生部門における排出量削減が重要と考え、この推進に向けて、基本目標2を定めた。また、人口推計によると令和9年度（2027年）を境に人口は緩やかに減少傾向に転ずると想定されているものの、現時点では人口増加が続いており、今後も増加が見込まれることから、さらなる廃棄物削減が重要と考え、この推進に向けて基本目標3を定めた。最後に、先ほどお伝えしたように様々な環境基準において一部未達成の数値があることから、引き続き継続的な監視が必要であると考えます。この推進に向けて、基本目標4を定めた。そして、基本目標1から4までの推進に向けて、市民や事業者などオール流山で環境保全や改善に取り組んでいかなければならないため、基本目標5を定めた。

今申し上げた地域環境や環境政策の課題を解消するために、基本目標1から5を作成したので説明する。

それでは、それぞれの目標と施策の方向について、ご説明する。

基本目標1は、「多様な生物と豊かな自然を育むまち」とした。施策の方向は、①「生物多様性ながれやま戦略」の推進、②市内の緑の保全・創造・活用、③農地や斜面林の保全・活用、④水辺の保全・活用、水辺生態系ネッ

トワークの保全 になる。「都心から一番近い森のまち」の形成や、緑化による温暖化抑制、生物多様性の生態系の確保にもつなげることを視野に入れている。

第2次基本計画からの変更点としては、③について、「環境に配慮した農業の推進」と記載したが、この内容は基本目標4の生活環境保全の具体策として含めるほうが良いと判断し、そちらへ移すこととし、こちらからは削除とした。また、④水辺の保全・活用、水辺生態系ネットワークについて、これまで「水辺の保全・活用、水辺生態系ネットワークの構築」としていたが、次のステージへ進む意味で構築してきたものを今後保全していくため、構築から保全へ変更している。

基本目標2は、「エネルギー効率が高い、脱炭素なまち」とした。施策の方向は、①「流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の推進、②都市と交通の脱炭素化、③市役所の環境マネジメントシステムの運用、改善 になる。基本目標2は、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和5年2月に表明したことから、目標達成すべく設定したものになり、第2次からの変更点としても、この理由により低炭素化から脱炭素化とした。

基本目標3は、「資源を有効に利用し、ごみを減らす循環型のまち」とした。施策の方向は、①「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進、②国・県の廃棄物行政や関連自治体との連携 ③廃棄物の不法投棄、ごみポイ捨て等の対策 になる。現時点で、流山市は人口増加地域だが、市内に最終処分場がないため、ごみ発生量の減少および資源化率の向上を目指し、引き続き取り組む必要がある。このため、基本目標3については、第2次から引き続き同様の内容とした。

基本目標4は、「安心して暮らせる環境を維持するまち」とした。施策の方向は、①安心して暮らせる生活環



	<p>境の保全 になる。この目標を掲げた目的は、人口が増加し人々が住み続けるまちであるため、安心して健康に暮らせる生活環境の保全が必須であると考えたことから、こちらの目標および施策の方向とした。第2次流山市環境基本計画の際には、「放射能対策」として個別に記載をしていたが、現状必要最低限の対応は実施しているものの、近年は市内で基準値を超える数値は出ていない状況を踏まえ、①に含める形とし、個別記載としては削除した。</p> <p>基本目標5は、「オール流山で環境保全と改善に取り組むまち」を設定した。施策の方向は、①市民・事業者等への啓発、連携、相互の情報提供、②環境学習、環境保全活動の促進、支援、③参加型事業、協働事業、ネットワークづくりの推進 になる。こちらは、行政だけでなく、市民・事業者等、流山市全体で環境に配慮した持続可能なまちづくりを目指していくことを視野に入れたものである。第2次からの変更点については、細かいところではあるが、オール流山で取り組んでいく際にあたり、啓発や情報提供だけでは、協力して推進していく部分が伝わらないと考え、「連携」を追加した。</p> <p>以上、基本目標等を説明したが、基本計画の基本目標という位置付けのため、第2次の内容から大きく変更できる部分はないと考え、細かな文言は変更しているものの、大きな意味としては基本的に同様の内容となっている。事務局からの説明は以上である。</p>
新保会長	ただ今の事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
和田委員	説明中に使用されている「都心から一番近い森のまち」の言葉について、「都心から一番近い森のまち 流山」にしたほうが良いと思うが、変更は可能か。
事務局	この言葉については、現市長の就任当時の頃から使用している、流山市が目指すべき都市イメージとして決めた既に完成した言葉である。流山市の一番上位の計画で

	ある総合計画で中心に掲げている言葉であるため、言葉の変更はできない。
新保会長	第1次の環境基本計画時の目標など過去の情報も説明があったほうが、委員が検討しやすいと思われるため、説明を御願いたい。
事務局	第1次の環境基本計画は平成17年7月に作られている。ここでは基本目標が4つとなっていた。望ましい環境像は「水・緑・歴史の豊かさをみんなの力で未来に伝えるまち 流山」としていた。基本目標として1番最初に設定していたのが「循環型社会を目指すまちづくり」としており、廃棄物やリサイクル関連の内容としている。基本目標2は「身近な自然と地域資源を大切に作るまちづくり」、基本目標3として「生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり」、基本目標4として「環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり」という形にしている。第2次の環境基本計画は、平成27年3月に策定している。望ましい環境像は大きくは変わっていないが、水より緑が先に来るなど多少の変更を加えている。第2次の際に何が大きく変わったかという点、基本目標2に低炭素なまちという内容が加わり、5つの目標に変わっているが、この時の社会状況が大きく関係しているものとする。また、オオタカを市の鳥に制定したこともあり、基本目標として生物多様性の関係を最初にもってきたり、第1次の際に最初であった循環型社会の関係は基本目標3としたりなど変更をしている。第2次の際にも基本目標1, 2, 3全てをうまく絡ませて推進していくという形で作っているものと考えているため、第3次でもこの考え方は変わらず、かつ、昨年ゼロカーボンシティを表明したことも含めて、今回内容に反映している。
和田委員	基本目標4の「維持する」という言葉と絡めて、「子どもたちへ」「次世代へ」という言葉を入れたほうが良いのではないか。

事務局	<p>第2次の望ましい環境像でも同様の言葉は入っており、キーワードとしてふさわしいものと思われるため、今後検討していくうえでご提示いただいたものを反映していきたいと考える。</p>
新保会長	<p>素案はいつ頃出される予定か。</p>
事務局	<p>次の審議会が5月ごろを予定しており、遅くともそこにはご提示したいと考えている。今回は、検討期間も短く、確認いただく素案の内容も多くなってくるため、確認期間をそれなりに長く設けないと厳しいと考えているため、次回審議会の2週間～1か月前などできるだけ早めにご提示できるよう作成に取り組んでいく。</p>
井上委員	<p>ご提示の内容で基本的には問題ないと考える。環境問題をご承知のとおり、一気に解決できるような問題ではなく、逆に長い目で考えなければいけない。細かい言葉の言い回しの議論はあるかもしれないが、どれが正しいというものはなく、今回ご提示の内容を実施していけば、合格点はいける内容かと考える。「子どもたちへ」「次世代へ」の内容は入れたほうが良い。また、市民の協力が必要なのであれば、「不法投棄をしない」など根本的な部分が大前提に来るかと思われるため、こういった部分を一言二言入れてほしい。</p>
新保会長	<p>それでは、議題（イ）「環境基本計画について」の審議は以上とする。</p> <p>次に、議題（ウ）「生物多様性ながれやま戦略について」である。事務局から説明をいただく。</p>
事務局	<p>本日は、以前の審議会で示した各重点地区・拠点の「多様性」に引き続き、「市民からの視点」という新たな要素を考察しながら、「担保・制約性」について、現段階の市としての評価を御説明する。</p> <p>まず、第3回審議会にて、それまでの審議会で、重点地区・拠点のクラス分けにおける指標として、「多様性」、「担保性」、「制約性」の3つを基準に考えてきたが、今</p>

	<p>後、「担保性」と「制約性」については、評価内容が重複する部分があるという点や、内容を区別する上で曖昧になってしまう部分があるという点から、2つの指標を一本化し、「担保・制約性」という1つの指標で評価していくという旨の方針を示した。</p> <p>また、「担保・制約性」の評価について、改めて御説明する。【生資料1】を御覧いただきたい。</p> <p>【【生資料1】読み上げ】</p> <p>また、「市民からの視点」という要素を考慮していくという方針もあったが、評価するにあたり、その要素を評価指標にしてしまうと、各重点地区・拠点の立地や認知度の差異により、適正な評価が難しくなるのではないかという意見があった。しかし、多少は考慮すべき要素でもあるため、評価に直接的な指標としてではなく、あくまで各重点地区・拠点を市民の視点から見たらどんな場所なのか、というフラットな評価根拠要素として扱っていきたいと考えている。</p> <p>それでは、各重点地区・拠点の現状の市としての評価を御説明する。【生資料2】を御覧いただきたい。</p> <p>【【生資料2-1～13】読み上げ】</p> <p>内容の御説明は以上である。これは、現状の仮の評価であるため、評価根拠や評価の視点について御意見等があれば賜りたい。</p> <p>また、今後の方針としては、本日御審議いただいた内容や意見を反映し、更に「多様性」の評価を融合させた総合的な評価を提示していきたい。加えて、現戦略で掲げている内容について、現状の分析と今後の課題を思料し、改定すべき点の洗い出しを行っていききたい。</p>
新保会長	<p>ただ今の事務局からの説明に対し、質問や意見等はあるか。</p>
三堀委員	<p>「西深井北西部」は、昨今の大規模物流倉庫等の建設により、水田地帯が狭小化し、生物多様性が失われてい</p>

	<p>っている。その状況を鑑みると、評価は「○」ではなく「△」なのではないか。</p>
事務局	<p>本日御説明した評価は、あくまで各重点地区・拠点の「担保・制約性」の部分である。いただいた意見は、別途「多様性」の評価に反映していく。</p>
和田委員	<p>評価自体に問題はないが、「民有地」をどう扱っていくかが課題である。例えば、「西初石小鳥の森」と「大畔の森」の間に位置する斜面林は、おそらく民有地である。その民有地を流山市が買い取ることが出来れば、将来的に良い自然環境を広く整備出来るのではないかと考える。</p>
朽津委員	<p>国や千葉県が地権者である重点地区・拠点については、協議会等を設けて、意見交換を積極的に行っていくべきではないか。また、近隣市に跨っている重点地区・拠点に関しても、情報を共有し、全体の意思決定に繋げていくことが課題であると考えますが、現状の市の認識はいかなものか。</p>
事務局	<p>国や千葉県が所有している重点地区・拠点に関して、そういった機会があれば意見等をする。また、国や千葉県から整備事業を実施するにあたって、市に対して意見等を求められることもある。協議会化や定期的な意見交換が可能かは定かではないが、流山市としては積極的な働きかけを行っていきたい。</p>
朽津委員	<p>近隣市に跨っている重点地区・拠点に関して、当該近隣市との意見交換が不十分であると感じる。</p>
事務局	<p>現時点では、必要に応じて情報共有をしているところである。また、現存している協議会等で意見交換も行っている。</p>
井上委員	<p>民有地である重点地区・拠点は、地権者の自然環境への意識によってどのように運用されていくか定かではない。その点をどのように担保していくかが重要である。 市として、自然環境を減らさず、残していくという意</p>

	<p>思表示をすることが、自然環境狭小化の歯止めになるかもしれない。自然環境の価値を明確にするべきである。</p>
金森委員	<p>質問が3点ある。</p> <p>1点目は、今回の審議会資料の内容は、多少の文言等の修正はあるかと思うが、基本的にそのまま「生物多様性ながれやま戦略」の一部とすることを意図しているのか。</p> <p>2点目は、民有地である重点地区・拠点の地権者は、自身の所有する土地が「重点地区・拠点」に設定されていることを認識しているのか。認識をしてもらうことにより土地運用の不安定要素が多少は緩和するのではないかと考える。</p> <p>3点目は、資料の中で、各重点地区・拠点に市民が立ち入りやすく工夫・整備されている等の説明があったが、それが果たして正しい方針か否かを検討する必要があるのではないかと。市民が自然と触れ合う場はもちろん必要であるが、それとは別に、希少種生物が生息しているので市民の立ち入らない方が適切である場所があるのではないかと。そういった場所の有無を有識者に確認した方が良いのではないかと。</p>
事務局	<p>1点目は、今回の資料は、あくまで審議資料として作成したものである。また、文言等を見直し、改めて総合的な評価を審議いただきたい。</p> <p>2点目は、現状把握している限りでは、重点地区・拠点の地権者に対し、「重点地区・拠点」として設定した旨を報告したことはない。「生物多様性ながれやま戦略」は公表しているものの、その内容まで周知出来ていない可能性は高い。</p> <p>3点目は、御指摘のとおり、今後有識者に確認を行っていききたい。</p>
事務局	<p>先程あった質問の内容について補足であるが、「西初石小鳥の森」と「大畔の森」について、当初は環境政策課の</p>

	<p>所管であったが、政策方針の変更によってみどりの課に所管が移り、都市公園として運用していくこととなった。現状は、生物多様性に配慮しながら都市公園としての整備を進めている。</p>
和田委員	<p>自然環境の都市公園化について、これまで維持されていた自然環境が、市民の配慮のない立ち入りによって破壊され、取り返しのつかない状況になってしまうことを危惧している。それをみどりの課が理解した上で事業を行っているのかということや、市の方針が変わってしまったことを心配している。</p> <p>昨今は、昔の自然豊かな流山市を知らない、都市公園しか知らない人たちが流入していて、そういった人たちに沿った方針になっていくと、将来が不安である。</p> <p>もう一度、将来自然を残していくということはどういうことなのかを考え直すべきである。</p>
新保会長	<p>課題は様々であるが、環境審議会にて、みどりの課の事業方針についての議論は控えたい。</p> <p>また、審議会資料の中で使われている文言等を、国が使用している文言等と合致させた方が良い。</p> <p>「生物多様性ながれやま戦略」の議論は以上とする。</p>
事務局	<p>事務局より、議事（ア）で御説明した「流山市公害防止条例施行規則の一部改正」について、答申案を作成したので、読み上げる。内容の御確認をお願いしたい。</p>
事務局	<p>【答申案読み上げ】</p> <p>市民の健康を保護するとともに、市内の生活環境を保全することを目的に制定された流山市公害防止条例及びその施行に関し必要な事項を定めた流山市公害防止条例施行規則（以下「規則」という。）を適切に運用することにより、市内の公害防止が図られている。</p> <p>特に、騒音や振動の発生は、住民の生活環境に最も影響を与える公害の一つであり、その発生を抑制するための規制基準を設け、特に静音が必要と認める地域を指定</p>

	<p>するなど、市内の生活環境の保全に寄与しているところである。</p> <p>近年の多様なライフスタイルから、様々なニーズに応えるために始まった幼保連携型認定こども園は、現在、条例及び規則における規制対象ではない。しかしながら、その性質は、規制の目的を鑑みれば、現在の規制対象施設と何ら差異はないものとする。また、子育て世帯の誘致を推進している本市にとっては、必要不可欠な内容とも言える。</p> <p>このことから、本件規則改正により、騒音及び振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、幼保連携型認定こども園の周辺を新たに指定することを了承する。</p>
新保会長	ただ今事務局より答申案が示されたが、質問等あるか。
各委員	異議なし。
事務局	<p>それでは、こちらをもって、答申内容とさせていただきます。</p> <p>なお、環境審議会から井崎市長への答申については、新保会長にお時間をいただき、別途実施させていただきます。</p>
事務局	<p>本日は、貴重な御意見を賜り、御礼申し上げます。</p> <p>さて、次の審議会の日程であるが、5月頃を予定している。詳細は別途、事務局より御案内する。</p>
事務局	以上をもって、令和5年度「第5回環境審議会」を終了する。